

館山市広報

発行所 館山市役所
館山市北條1087番地
電話 館山 67.68.188

十九日 松本
令に準據して千葉
縣道路交通取締規
則が全文的に改正
となり二月一日よ
り施行となり又館
山市道路交通取締
規程(昭和二十三
年五月十一日館山

納税貯蓄組合を つくりましょう

市内に納税貯蓄組合が二十四組合結成されています。
この納税貯蓄組合は地域毎でもよく又は勤務先ごとにつくつてもよく個人でも法人でもよく加入も脱退も自由です。組合をつくりま

す準備金として納税者一人に對し二十圓を組合に交付します。又市税を納期限内に完納しますとその納税令書一通について二圓と、納税總額の三分の獎勵金を交付します。

諒解して頂くよう詳しくお話しいたします。納税組合について電話で連絡下さればとの組合のことを擔當している吏員(和田主事)が土曜日曜又は夜でも御伺いして皆さんの御相談に應じたいと張切つ

千葉縣道路交通取締規則 及び 館山市道路交通取締規程 の改正

昭和二十四年五月法律第七七號、同年十月總理府令第二七號を以て道路交通取締法及び取締令が改正となり画期

的な對面交通の新しい方式が採用され更に昨年六月法律第二百三號、同年七月總理府令第四十

正、加えられ千葉縣道路交通取締規則及び館山市道路交通取締規程も改正の要が痛感されておた

組 合 名	年 月 日 立	組 合 長 氏 名	組 合 員 數
岡沼納税貯蓄組合	二、一、三〇	川名 泰壽	一四八
宮城第一	二、二、一	友野 喜一	二二
市役所職員組合	二、二、二	鶴澤 賢覺	一六
青柳	二、二、二	大内 善高	一三
根岸第十一班	二、二、二	大隅 留三郎	一三
西ノ濱	二、二、二	古宮 達三郎	一六
西ノ原	二、二、二	久佐譯信次郎	一六
新井第二	二、二、二	吉野 四郎	一三
下沼	二、二、二	鈴木 辰之助	一三
新井第三	二、二、二	松本 壽男	一三
小原	二、二、二	山口 久三郎	一三
八幡	二、二、二	鶴賀 英雄	一三
根岸第一	二、二、二	石井 剛一	一三
東京都安房臨海學園	二、二、二	石井 剛一	一三
東京電力	二、二、二	三浦 雅夫	一三
上町	二、二、二	鈴木 榮藏	一三
芝崎	二、二、二	石井 吉之助	一三
上須賀第一	二、二、二	宮地 良夫	一三
東藤第一	二、二、二	吉田 仁之助	一三
六軒町本通會	二、二、二	加藤 榮一	一三
飲食業者	二、二、二	杉井 貞司	一三
上須賀東組	二、二、二	鈴木 彦太郎	一三
館山二業組合	二、二、二	古谷 幸之助	一三
正木向	二、二、二	鈴木 晃	一三
	二、二、二	黒川 信雄	一三

の改正
昭和二十四年五月法律第七七號、同年十月總理府令第二七號を以て道路交通取締法及び取締令が改正となり画期

的な對面交通の新しい方式が採用され更に昨年六月法律第二百三號、同年七月總理府令第四十

十九日 松本
令に準據して千葉縣道路交通取締規則が全文的に改正となり二月一日より施行となり又館山市道路交通取締規程(昭和二十三年五月十一日館山

市公安委員會告示第一号)もこれに従つて全文的に改正を加え本年一月二十九日より施行となつたのであります。交通は私達の生活に一時も欠く事のできない密接不可分の關係にあり交通に關係した規則は私達の常識であり、又習慣としなければならぬのであります。事故起ち後、自分の非を悟るは既に遅く先づ日常交通規則を私達が厳守することこそ最緊要事でありませう。

では只今よりその改正された要点を申し上げますので必ず遵守されるようお願いします。

① 千葉縣道路交通取締規則について
自動車以外の諸車で發電装置を用ふるもの、前照燈の照射光線はその進行方向を正射しその主光軸は前方十五米における地面からの高さが一・五メートルを超えてはならない。(これは従來の自轉車の前照燈の光度の強いものが殆んど地面と平行し照射し自動車に際し非常に危険を感じておつたが今度の改正に依り光線が相當斜下になるので

② 危険が緩和された
道路上の禁止行為として
イ 多期氷結の處があるとき道路の上に水をまくこと(車馬は勿論歩行者も滑走の危険があつたのであるがこれに依つてこの處がなくなつた)
ロ みだりに道路にどる土若くはどる水をまき又くみ若しくは硝子の破片等交通上危険な物を捨て又は置くこと(衛生上又美觀保持の見地からも必要な事である)
ハ 交通のひんばんな道路で進行中の車馬又は軌道車から廣告宣傳ビラその他の物品を撒布すること(子供達は何か考慮せずそのビラを拾う事に熱中し進行し來る車馬には無關心であり極めて危険であつた)

③ 道路使用に際して警察署長の許可を受けなければならぬこととして法第二十六條に記載されておる外、又従前の千葉縣規則に規定されておつた外に新に
イ 道路で競技その他の催物をしようとする者(道路上のマラソン競技等もこれに含まれるものと思われ)
ロ 廣告又は宣傳の爲車馬又は軌道車を裝飾して行通しようとする者(見物人等の爲、交通上危険な状態の惹起の虞あるためと思われるもの)

【今月の税金】

固定資産税 第4期
納期限 2月28日 限り

納付場所
市役所 支店 支店 支店 支店 支店
市北條 支店 支店 支店 支店 支店
館山 支店 支店 支店 支店 支店
館山 支店 支店 支店 支店 支店

注意 ●納期限内に納付しなさいと
その場で(分)の報償
金を交付します
●印章持参の上、上記の市
金庫へお納め下さい。

